

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
告示第十四号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一
 条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一
 条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生労働省、農林水産省、通商産業省、告示
 第四号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十八年十二月一日

一〇〇分の五〇・八四
一〇〇分の一九・二四
一〇〇分の二五・二〇
一〇〇分の一・一九
一〇〇分の二・八八

一〇〇分の四九・一四
一〇〇分の二一・四二
一〇〇分の二六・一〇
一〇〇分の一・〇四
一〇〇分の二・〇三

財務大臣	尾身 幸次
厚生労働大臣	柳澤 伯夫
農林水産大臣	松岡 利勝
経済産業大臣	甘利 明
環境大臣	若林 正俊

表中

一〇〇分の二・五四	一〇〇分の三・〇五	一〇〇分の三六・〇五	一〇〇分の〇・八四	一〇〇分の一・二七	一〇〇分の一・〇六	一〇〇分の七二・六六	一〇〇分の一七・四一	一〇〇分の六・七六	一〇〇分の〇・四七	一〇〇分の〇・一一	一〇〇分の四五・九〇	一〇〇分の一二・二二	一〇〇分の三二・六八	一〇〇分の八・六二	一〇〇分の〇・六五
-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	-----------	-----------

を

一〇〇分の二・七二	一〇〇分の四・六七	一〇〇分の三九・七六	一〇〇分の〇・三〇	一〇〇分の〇・九六	一〇〇分の〇・四三	一〇〇分の七一・六八	一〇〇分の二一・六八	一〇〇分の四・九五	一〇〇分の〇・三五	一〇〇分の〇・一六	一〇〇分の四五・九八	一〇〇分の一四・八〇	一〇〇分の三三・一四	一〇〇分の五・五七	一〇〇分の〇・二七
-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------	-----------	-----------

に改める。

一〇〇分の五・五四
一〇〇分の三・七四
一〇〇分の三・八四
一〇〇分の一四・〇四
一〇〇分の三一・二〇
一〇〇分の三・五九
一〇〇分の九二・四八
一〇〇分の三・九三
一〇〇分の四六・〇〇
一〇〇分の三・〇二
一〇〇分の〇・四一
一〇〇分の四・三五
一〇〇分の二・六三
一〇〇分の五・二六
一〇〇分の二八・二七
一〇〇分の一〇・〇六

一〇〇分の五・八一
一〇〇分の三・五五
一〇〇分の二・九四
一〇〇分の一・二二・二八
一〇〇分の二八・二七
一〇〇分の三・一八
一〇〇分の九三・七七
一〇〇分の三・〇五
一〇〇分の四九・九九
一〇〇分の四・五四
一〇〇分の〇・三八
一〇〇分の五・二一
一〇〇分の二・四六
一〇〇分の四・三五
一〇〇分の二五・六九
一〇〇分の七・三八